

関 係 例 規 集

- 1 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 2 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程
- 3 徳島県駐車場事業管理条例
- 4 徳島県企業局駐車場管理規程

○徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成十六年十月二十九日
徳島県条例第五十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県が設置する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、規則、教育委員会規則又は企業管理規程(以下「規則等」という。)で定める申請書に公の施設の管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則等で定める書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を所管する知事、教育委員会又は公営企業管理者(以下「知事等」という。)に、知事等が指定する期間内に申請しなければならない。

(指定管理候補者の選定)

第三条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる選定の基準により総合的に審査し、最も適当と認める法人等を当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

- 一 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- 三 当該申請をした法人等が、事業計画書に基づく当該公の施設の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- 四 その他知事等が当該公の施設の設置の目的を達成するために必要と認める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第四条 知事等は、他の条例に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前二条に規定する手續によらないで指定管理候補者を選定することができる。

- 一 第二条の規定による申請がなかったとき。
 - 二 前条の規定による審査の結果、指定管理候補者として選定することが適当と認められる法人等がなかったとき。
 - 三 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者が指定を取り消された等の場合であつて、公の施設の適正な管理を行うため緊急を要し、前二条に規定する手續により指定管理候補者を選定するいとまがないとき。
- 2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定しようとする法人等に対して事業計画書その他規則等で定める書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準により総合的に審査するものとする。

(指定管理者の指定)

第五条 知事等は、第三条又は前条の規定により選定した指定管理候補者を、法第二百四十

四条の二第六項の議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第六条 知事等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(原状回復)

第七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに、その管理を行わなくなった公の施設の施設、物品等を原状に回復しなければならない。ただし、知事等がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第八条 指定管理者は、その管理する公の施設の施設、物品等をき損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事又は公営企業管理者は、当該き損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

○徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程

平成十七年六月十七日
徳島県企業管理規程第十一号

(趣旨)

第一条 この規程は、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第二条 条例第二条に規定する規則等で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第二条に規定する規則等で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録
- 三 その他企業局長が必要と認める書類

(選定の特例に係る提出書類)

第三条 条例第四条第二項に規定する規則等で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 書類の提出の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、書類の提出の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録
- 三 その他企業局長が必要と認める書類

(変更の届出)

第四条 指定管理者は、名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、速やかに、その旨を企業局長に届け出なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年企管規程第二号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の様式に相当する改正前の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

別記様式(第 2 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

徳島県企業局長 殿

名称
申請者 主たる事務所の所在地
連絡先の電話番号
代表者の氏名

次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書，貸借対照表，収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- 4 その他企業局長が必要と認める書類

○徳島県駐車場事業管理条例

昭和四十八年三月二十七日
徳島県条例第五号

(この条例の趣旨)

第一条 この条例は、徳島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十八号)第三条第四項の規定に基づき設置された徳島県駐車場事業による駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第二条 管理者は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第三条 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 駐車場を利用に供する業務
- 二 駐車場の施設の維持管理(管理者が指定する補修等を除く。)に関する業務
- 三 第五条第一項に規定する利用料金に関する業務
- 四 その他駐車場の管理に関し管理者が必要と認める業務

(供用時間等)

第四条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後十二時までの間とする。ただし、徳島県藍場町地下駐車場における自動車の駐車場への入車及び駐車場からの出車の取扱時間は、午前七時から午後十一時までの間とする。

(利用料金)

第五条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「利用者」という。)は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 徳島県藍場町地下駐車場に係る利用料金の額は、駐車一時間につき三百十円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、午後五時から翌日の午前九時までの間において、八時間以上徳島県藍場町地下駐車場に自動車を駐車させた場合における当該時間内の利用料金の額は、千二百五十円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 徳島県松茂駐車場に係る利用料金の額は、二十四時間以内の駐車一回につき八百三十円を超えない範囲内において、指定管理者が駐車時間に応じて、あらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 管理者は、前三項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 7 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けて、利用料金の額から割引をした額をもつて回数券、時間駐車券及び定期駐車券を発行することができる。

(利用料金の免除)

第六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用料金を免除する。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車を駐車させる場合
- 二 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫、防火又は防災の業務を行うために使用する自動車を駐車させる場合
- 三 その他管理者が特別の理由があると認める場合

（駐車の拒否）

第七条 指定管理者は、駐車場に駐車しようとする自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、その駐車を拒否することができる。

- 一 駐車場の構造上駐車させることが適当でないものと認められるとき。
- 二 発火性又は引火性等の危険物を積載しているとき。
- 三 駐車場の施設をき損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- 四 その他駐車場の管理上支障があると認められるものであるとき。

（禁止行為）

第八条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車を妨げること。
- 二 駐車場の施設をき損し、又は汚損すること。
- 三 その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（指定管理者の指定の取消し等の際の措置）

第九条 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、管理者が第二条に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなつた業務は、管理者が行うものとする。ただし、当該業務が第三条第三号の業務である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合にあつては、利用者に対して、使用料を徴収する。

3 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて」とあるのは「管理者が」と、同条第四項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が駐車時間に応じて、あらかじめ管理者の承認を受けて」とあるのは「管理者が」と、同条第五項中「承認をした」とあるのは「使用料の額を定めた」と読み替えるものとする。

（企業管理規程への委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則(平成一七条例第六一号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二六条例第七号)抄

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第八号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

○徳島県企業局駐車場管理規程

昭和四十八年三月三十日
徳島県企業管理規程第三号

(この規程の趣旨)

第一条 この規程は、徳島県駐車場事業管理条例(昭和四十八年徳島県条例第五号。以下「条例」という。)の適用を受ける駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車できる車種)

第二条 駐車場において駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する普通自動車(藍場町地下駐車場においては積載物を含め長さ六メートル以下高さ二メートル以下、松茂駐車場においては積載物を含め長さ五メートル以下高さ二メートル以下のものに限る。)とする。

(利用料金の額の申請)

第三条 指定管理者が条例第五条第二項、第三項及び第四項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式第一号)(利用料金の額の変更の承認を受けようとするときにあつては、利用料金変更承認申請書(様式第二号))を企業局長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第四条 利用者(同乗者を含む、次条において同じ。)が駐車場の施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(届出の義務)

第五条 利用者が駐車場の施設又は駐車場に駐車させている自動車をき損し、汚損し、又は滅失したときは、遅滞なく、その旨を駐車場の管理所に届け出なければならない。

(休止)

第六条 企業局長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 指定管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、あらかじめ企業局長の承認を受けて、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 指定管理者は、前二項の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止しようとするとき、又は休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始しようとするときは、その旨を当該駐車場の見やすい箇所に掲示するものとする。

(雑則)

第七条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成一八年企管規程第一号)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行前に発行した改正前の徳島県企業局駐車場管理規程に定める様式による回数券及び時間駐車券については、この規程の施行後においても効力を有するものとし、その使用

附 則(令和三年企管規程第七号)

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局駐車場管理規程の様式に相当する改正前の徳島県企業局駐車場管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

徳島県企業局長 殿

指定管理者
代表者の氏名

次のとおり徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場の利用料金の額の承認を受けたいので、
徳島県企業局駐車場管理規程第 3 条の規定により申請します。

1 申請額

区 分	単 位	申 請 額

2 申請額の根拠

様式第 2 号(第 3 条関係)

利用料金変更承認申請書

年 月 日

徳島県企業局長 殿

指定管理者
代表者の氏名

次のとおり の利用料金の額の変更の承認を受けたいので、徳島県企業局駐車場管理
規程第 3 条の規定により申請します。

1 申請額

区 分	単 位	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 適用開始年月日 年 月 日